

### マイナンバー カードを申請 しませんか？

マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）の提示と本人確認が同時に必要な場面では、このカード1枚で確認ができます。また、各種手続きの際の本人確認書類として公的な身分証明書として利用できます。

#### ◆ご利用ください 申請に必要な 写真を無料で撮影

（日時） 役場開庁日の午前9時～11時、午後2時～4時

（対象者） 町に住民登録のある方

カードの交付を希望される方は、郵送された「通知カード」と一緒に印刷されている「個人番号カード交付申請書」などで申し込みください。申請後、カードの受け取りまで1か月程度かかります。交付準備ができません。町から交付の案内通知（ハガキ）をお送りします。なお、交付申請書が無い方はお申し出ください。

\*初回交付手数料は無料  
（平日・午前9時30分～

午後8時、土日祝・午前9時30分～午後5時30分）

住民課 ☎83・2182

午後8時、土日祝・午前9時30分～午後5時30分）  
住民課 ☎83・2182



### 年金のお知らせ

◇年金生活者支援給付金制度に便乗した詐欺にご注意ください

年金生活者支援給付金

制度に便乗し、厚生労働省、日本年金機構または役所の職員を名乗る者から、「年金生活者支援給付金の振込口座が使えるため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください。」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。  
厚生労働省および日本年金機構では、お電話で

このようなことをお聞きすることはありません。電話があっても、口座番号などの個人情報を教えることのないようにご注意ください。

◇令和元年の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をお送りしています  
平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、令和元年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を11月にお送りしています。

☎30・3410

所得税および住民税の申告において、当年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管してください。

なお、令和元年10月1日から12月31日までの間に、令和元年に初めて国民年金保険料を納付された方には、令和2年2月に控除証明書が送付されます。

※社会保険料（国民年金保険料）控除証明書に関する問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル）  
☎0570（003）004

### 町営氷川駐車場 利用者無料開放

12月1日（日）から  
2月29日（土）まで

※問い合わせは、  
奥多摩総合開発株

☎83-3338

マイナンバー  
年金お知らせ